

平成21年度以降の行政評価等テーマ案に関する意見

2009年3月6日
日本弁護士連合会

総務省が2009年2月24日付けで意見・要望募集した「平成21年度以降の行政評価等テーマについて」に関し、当連合会は、下記のとおり意見を述べる。

記

（意見の趣旨）

「実施予定テーマ一覧」の「政策評価」予定テーマ案の一つとして「法曹養成」（平成22・23年度）をかけていることについては、以下の理由から適切でないものと考える。

（意見の理由）

- 1 同テーマについては、その制度の運用を監視し改善するための仕組みとして認証評価機関による評価等が予定され現に実施されており、司法試験に関する問題については行政が直接に関与・監視することを避けて中立公正かつ専門的な判断が可能な司法試験委員会の議論を尊重しつつ解決されるべきものである。そもそも司法の基盤を形成するための法曹養成に関するテーマについては、法科大学院と司法試験だけでなく、その後の司法修習さらには資格取得後の裁判官、検察官及び弁護士の各研修制度やオン・ザ・ジョブ・トレーニングも視野に入れて検討すべきであるから、行政による監視よりも広く開かれた学問的、専門的及び法律実務的な観点からの議論が尊重されるべきであって、行政評価の対象とすることは適切ではない。
- 2 また、同テーマについては、法曹三者、文部科学省及び法科大学院協会が協力して、新しい法曹養成制度のあるべき運用を確立すべく調査・検討を進めており、また各法科大学院においても鋭意改善の努力をしている現段階において行政評価の対象とすることは適切でない。

以上